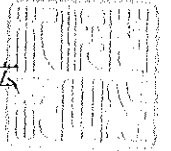


大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年3月29日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 COCONO SUSUKINO

所在地 札幌市中央区南4条西4丁目1番地1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 札幌すすきの駅前複合開発計画

(変更後) COCONO SUSUKINO

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1

(変更後) 札幌市中央区南4条西4丁目1番地1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 届出書のとおり

(変更後) 届出書のとおり

(3) 変更した年月日

ア、イ 令和5年11月30日

ウ 届出書のとおり

(4) 変更した理由

ア 店舗名称確定のため

イ 地番合筆のため

ウ 未定店舗確定のため

2 届出年月日 令和6年3月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和6年3月29日～令和6年7月29日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く)

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和6年7月29日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。